標柱三十二号から三五一度一三分四秒　三十三号
二七・七六五メートルの地点
標柱三十三号から七度二二分二秒　三十四号
八・五三九メートルの地点
標柱三十四号から二九度九分一〇秒　三十五号
二九・四二九メートルの地点
標柱三十五号から五三度一八分四九秒　三十六号
七・九九一メートルの地点
標柱三十六号から七五度四五分三八秒　三十七号
二一・九五三メートルの地点
標柱三十七号から四二度五三分三七秒　三十八号
一〇・一九六メートルの地点
標柱三十八号から三二度四七分三七秒　三十九号
一二・二八四メートルの地点
標柱三十九号から四八度二四分二〇秒　四十号
一一・五三四メートルの地点
標柱四十号から九度四六分一〇秒　四十一号
四・五三八メートルの地点

○四国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十四日

四国地方整備局長　平井　秀暉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十六号	宿毛市平田町戸内字鼠ヶ鼻一〇三四番一〇から同市平田町戸内字鼠ヶ鼻一〇三〇番一まで	四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年六月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月十四日

四国地方整備局長　平井　秀暉

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道	五十六号	高知県宿毛市平田町戸内字鼠ヶ鼻一〇三四番一〇から同市平田町戸内字鼠ヶ鼻一〇三〇番一まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年六月十四日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

標柱四十一号から四二度四〇分五一秒　四十二号
一三・四五五メートルの地点
標柱四十二号から九三度三分一秒　四十三号
四・二四七メートルの地点
標柱四十三号から四七度一九分四八秒　四十四号
八・六二七メートルの地点
標柱四十四号から五六度一四分五九秒　四十五号
二〇・三五九メートルの地点
標柱四十五号から四一度二七分四八秒　四十六号
二九・六四三メートルの地点
標柱四十六号から四九度五分三〇秒　四十七号
二七・五メートルの地点
標柱四十七号から五四度二八分一一秒　四十八号
二〇・五五六メートルの地点
標柱四十八号から六三度四〇分五四秒　四十九号
二〇・五七〇メートルの地点
標柱四十九号から六二度一六分五六秒　五十号
三〇・六三三メートルの地点
標柱五十号から二七二度二九分一三秒　五十一号
五一・一三六メートルの地点

国会事項

衆議院

議案提出

六月十二日議員から提出した議案は次のとおりである。

健康増進法の一部を改正する法律案（岡本充功外一名提出）

内閣委員長山際大志郎君解任決議案（辻元清美外六名提出）

要求書受領

六月十二日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

内閣委員長山際大志郎君解任決議案　辻元清美外六名

議案送付

六月十二日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

六月十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

摂食障害とミネラル不足に関する質問主意書（中島克仁提出）

予算委員会における安倍総理の発言の整合性に関する再質問主意書（逢坂誠二提出）

ＶＲの課題と健全な発展のための環境整備に関する質問主意書（松平浩一提出）

ビールの官製値上げに関する質問主意書（松平浩一提出）

答弁書受領

六月十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員大西健介提出防衛省沖縄防衛局職員による「軍用地投資」入門書出版及び「軍用地」所有に関する質問に対する答弁書

衆議院議員奥野総一郎提出日露共同記者会見に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出加計学園の「安倍総理との面会は嘘だった」との発表に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出森友学園国有地売却の値引き根拠となったゴミの存在を確認するための再調査と工事業者の留置権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出安倍総理のいう「森友学園の問題の本質」との発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出政府がフランスとともに進める高速炉アストリッドの将来性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬提出原発ゼロ・再生可能エネルギーへの全面転換に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬提出第五次エネルギー基本計画の素案に示された「原発依存度は可能な限り低減」との表明と乖離する二〇三〇年度の電源構成比率に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬提出再生可能エネルギーによる経済活性化と地方創生に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬提出国が運営するマイナンバー制度の個人向けサイト「マイナポータル」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員古本伸一郎提出自動車関係諸税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出日本政府の北朝鮮への経済支援に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二提出平成二十七年二月の加計学園理事長の総理大臣官邸の訪問の有無に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員日吉雄太提出原発停止と電気料金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員日吉雄太提出原子力発電のコストに関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

六月十二日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に関してとった措置の概況」の報告

災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「平成三十年度の防災に関する計画」の報告

消費者基本法第十条の二の規定に基づく「平成二十九年度消費者政策の実施の状況」に関する報告

消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく平成二十九年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告

科学技術基本法第八条の規定に基づく「平成二十九年度科学技術の振興に関する年次報告」